江別市成年後見支援センター受任調整会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江別市成年後見支援センター(以下「センター」という。) における受任調整会議(以下「受任会議」という。)の設置及び運営について、 必要な事項を定める。

(目的)

第2条 中核機関としてのセンター運営にあたり、受任会議は、成年後見制度 利用及び成年後見人等の推薦と活動の適正な実施について、協議・検討する ことを目的とする。

(所掌事項)

- 第3条 受任会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1)後見事務に関すること
 - (2) 親族を除く第三者後見人の受任の適否
 - (3) 成年後見人等候補者の調整・選定に関すること
 - (4) 成年後見人等への相談、助言に関すること
 - (5) 支援困難事例の検討
 - (6) その他会議に関し必要な事項

(組織)

- 第4条 受任会議は、委員若干名をもって構成する。
- 2 委員は次の各号に掲げる者のうちからセンター長が委嘱する。
- (1) 法律関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 行政機関職員
- (4) その他
- 3 受任会議に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選による。
- 4 委員長は会務を総理し、受任会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、 その職務を代理する。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第6条 受任会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 受任会議は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は 意見を聴くことができる。

(謝金)

第7条 委員(行政機関職員除く)が会議に出席した場合は、1回につき江別市所管の委員会委員への謝金に準じた額を支給する。

(事務局)

第8条 受任会議の事務局は、センターに置く。

(秘密の保持)

第9条 委員は正当な理由なしに、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が受任調整会議 に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(委員の委嘱に関する特例)

2 この要綱の施行の際、現に委嘱された委員については、この要綱の施行 日以降おいても、センター長が委嘱したものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別紙 1

委員構成

区 分	職種
(1) 法律関係者	・弁護士
	・司法書士
(2) 福祉関係者	• 社会福祉士
	・障がい者相談員
	・介護支援専門員
(3)行政機関職員	・介護保険課長
	・障がい福祉課長
(4) その他	